



長野県報

10月20日(木)
平成23年
(2011年)
第2312号

目次

規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則（教育総務課）…………… 1

告示

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害者支援課）…………… 2

保安林予定森林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）…………… 2

保安林の指定施業要件の変更予定（森林づくり推進課）…………… 3

基本測量の実施（建設政策課）…………… 3

都市計画事業の認可（都市計画課）…………… 3

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 3

公告

国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更及び変更に係る土地利用基本計画図の閲覧（企画課土地対策室）… 4

特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（県民協働・NPO課）…………… 4

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働・NPO課）…………… 4

特定調達契約に係る落札者の決定（管財課）…………… 5

特定調達契約に係る一般競争入札（こども・家庭課）…………… 5

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（経営支援課）…………… 6

一般競争入札（国際課）…………… 7

土地改良区の定款変更の認可（3件）（農地整備課）…………… 7

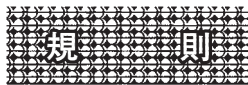
都市計画の変更及び都市計画案の縦覧（2件）（都市計画課）…………… 8

都市計画道路の変更案に係る公聴会の中止（都市計画課）…………… 8

開発行為に関する工事の完了（3件）（建築指導課）…………… 8

一般競争入札（教育総務課）…………… 9

正誤（経営支援課）…………… 10



長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年10月20日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第9号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「中学校」の次に「(市町村立(市町村学校組合立を含む。)中学校に限る。以下この条並びに第17条第2項第5号から第7号まで及び第3項第1号から第3号までにおいて同じ。)」を加える。

第6条第1号から第5号まで及び第10号中「高等学校」の次に

「及び県立中学校」を加える。

第11条第6号中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。

別表第6の1の長野県スポーツ振興審議会の項を削る。

別表第6の2に次のように加える。

| | | |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 長野県スポーツ推進審議会 | 長野県スポーツ推進審議会条例（昭和37年長野県条例第21号）第1条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に關すること。 | スポーツ課 |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|

附則

この規則中、第11条第6号、別表第6の1及び同表の2の改正規定は公布の日から、第5条第2号並びに第6条第1号から第5号まで及び第10号の改正規定は平成23年11月1日から施行する。

教育総務課